

高橋史朗氏を教育委員に選任することについての声明

2004年12月8日

子どもと教育・文化を守る埼玉県民会議

12月7日の各紙報道によると、上田知事が明星大学教授の高橋史朗氏に対して県教育委員への就任を要請していたという事実が明らかになりました。県議会各派に対しても、副知事より県議会最終日に追加議案として、氏の教育委員への選任にかかわる人事案件を提案したいとの報告があったとのことでした。

そもそも地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下地教行法）は、第4条で「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とし、第11条で「委員は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」としています。

周知のとおり、高橋史朗氏は教育基本法の改悪を積極的に推進する「日本の教育改革」有識者懇談会（略称「民間教育臨調」）の運営委員長です。さらに氏は、「新しい歴史教科書をつくる会」の前副会長でもあります。同会は歴史教科書での日本の侵略戦争や従軍慰安婦、南京虐殺などの記述に対し「自虐的・反日的」との誹謗・中傷を続けています。また同会は、子どもたちの事実に基づいて現場の教職員によって創造されてきた性教育に対し、「性教育過激派」によるものであるとしてこれも激しく攻撃しています。この他にも氏は、「自由主義史観」研究会、日本青年協議会、日本会議などにも名前を連ね、かなり強い政治的な主張を繰り返しながら、積極的に政治運動を行っています。

知事が、氏の「積極的な政治運動」の事実を知らないはずはなく、むしろこれらの政治運動の事実によって氏は教育委員への就任依頼を受けたはずですが、これは、教育委員の「積極的な政治運動」を禁じた地教行法第11条に照らしてきわめて不適切で、公平さを欠いた教育委員の選任といわざるをえず、私たちは氏の教育委員への就任を断じて認めることはできません。

もし氏の教育委員への就任が強行され、氏がこれまでの政治的立場で教育委員会に臨めば、学校現場にいやおうなく政治問題が持ち込まれ、今以上に学校が政治に翻弄されることとなります。それは教育の政治的中立性を定めた教育基本法第8条に、また教育に対する不当な支配を禁じた教育基本法第10条にも抵触する事態です。

「新しい歴史教科書をつくる会」の主張は国際的にも批判を浴びています。氏の教育委員への就任は、埼玉ばかりでなく日本全国からも、さらには海外からも厳しい批判を浴びるのは必至です。

私たち埼玉県民の良識が問われています。私たちは高橋史朗氏を教育委員に選任することに強く反対します。特定の政治的立場に偏ることなく多様な意見を委員会に反映できる幅広い視野と公正さ、見識を兼ね備えた、県民のだれもが納得できる人物を教育委員に選任するように強く要望するものです。

（子どもと教育・文化を守る埼玉県民会議 事務局：埼玉県高等学校教職員組合 048-822-7421）